特定接種に関する医療関係者の登録について

○　新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※1を登録することが想定されている。

○　このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※2を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※3について、年内に登録を開始する。

※1　100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※2　①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

※3　新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする（美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く）。

第1群　　病院、診療所

第2群　　歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所

○　登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

医療関係者の登録の進め方

医療機関等のグループ分け

- 医療関係者から開始する登録については、迅速性を優先するため、**接種医療機関の確保が不要な医療機関（第１群）**の登録を行い、その後、**接種医療機関の確保が必要な医療機関等（第２群）**の登録を行う。

  第１群　　病院、診療所

  第２群　　歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所

- 新型インフルエンザ等医療型（Ａ－１）と重大・緊急医療型（Ａ－２）の両方の機能を有する医療機関は、Ａ－１類型に該当するものとして登録する。

都道府県等を通じた登録

- 厚生労働省・都道府県等は、申請の**期限を医療機関等の施設区分ごと段階的に設定する**。
- 医療機関等は、**記載に関する手引きに従い所定の申請書に記載**し、保健所へ申請する。
- 政令市・特別区は、医療機関等からの申請をとりまとめて都道府県に対して報告し、**都道府県はそれらを集約**の上、厚生労働省に対して報告する。
- 厚生労働省は、都道府県のとりまとめた申請報告を受付け、医療関係者の登録を行う。
- 歯科診療所については、原則的に郡市区歯科医師会から推薦を得た歯科診療所が申請する。

医療関係者の申請のイメージ

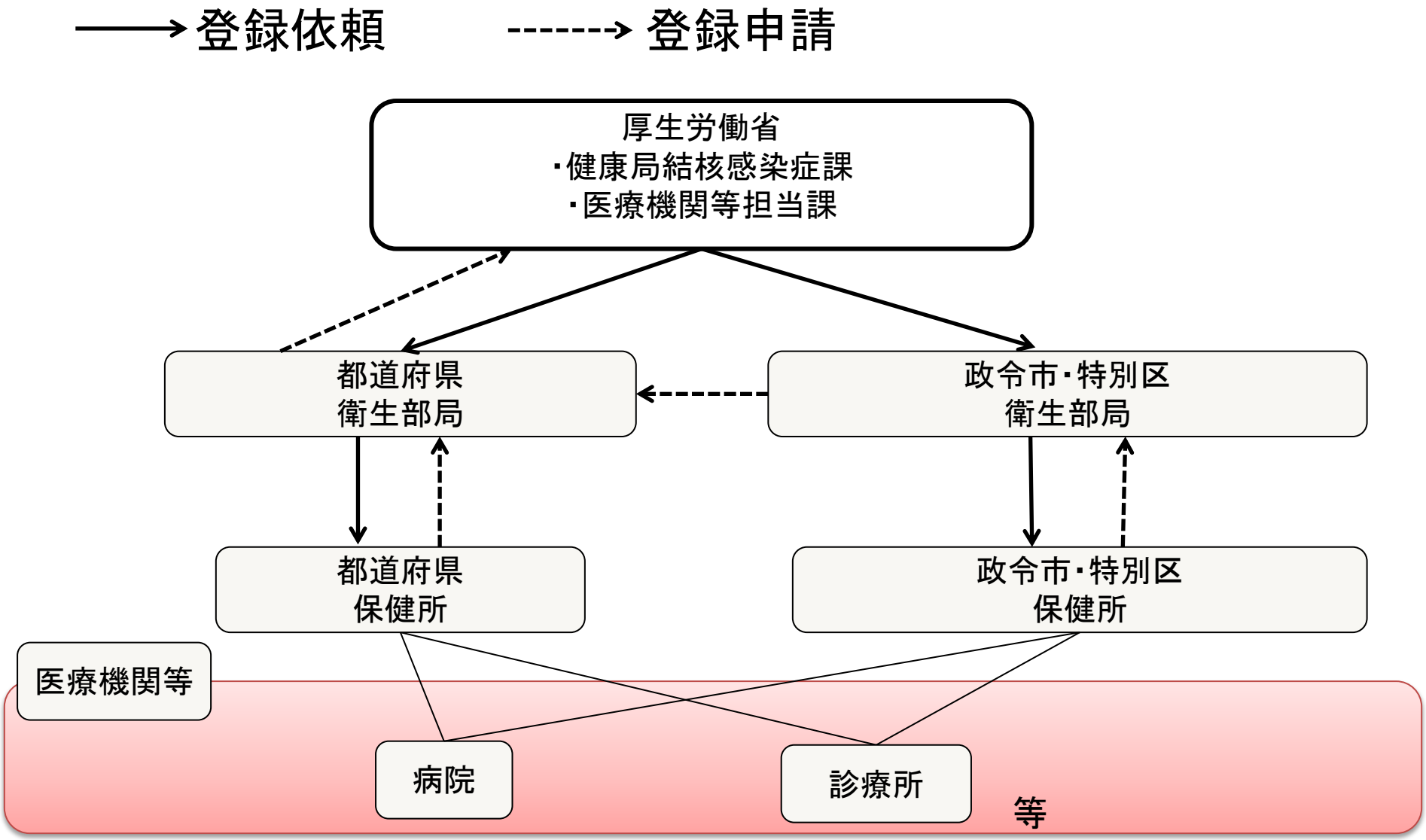

※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

医療関係者の登録スケジュール

11月20日	都道府県等説明会の開催
12月初旬	告示・登録に関する実施要領の発出
	都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知
1月中	厚生労働省への申請（病院）
2月中	厚生労働省への申請（診療所）
3月中（予定）	厚生労働省への申請 （歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所）
26年度中	Webシステムによる登録の開始